



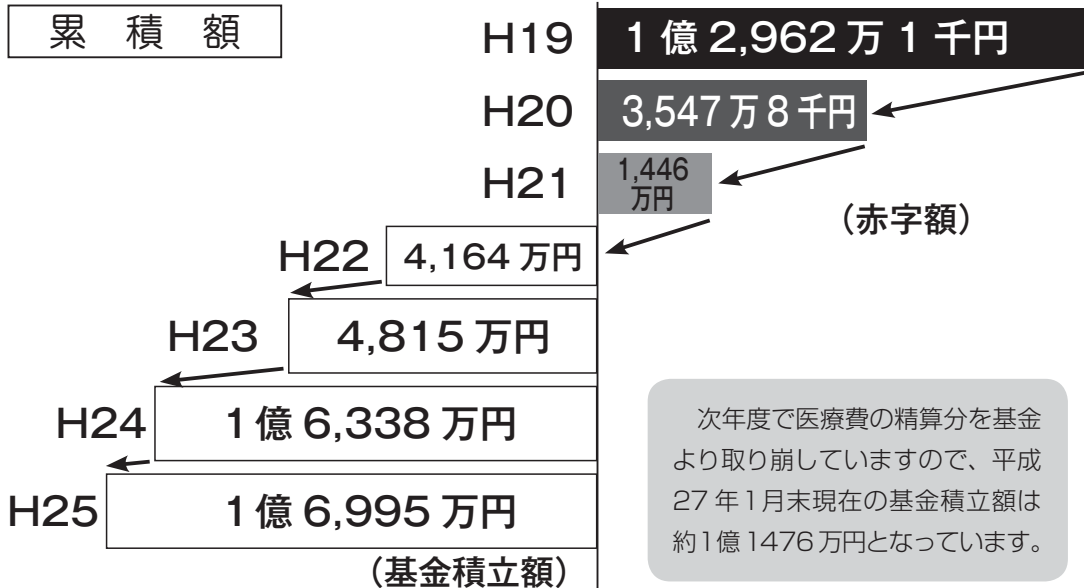
国民健康保険特別会計は、平成19年度に約1億3千万円の累積赤字となったことから、平成20年度に保険税の引き上げをさせていただき、平成25年度でも基金を積み立てることができました。

加入者の皆さまに大きな負担をおかけしておりますが、その結果平成20年度より着実に赤字解消が進み、平成22年度で赤字が解消でき、平成25年度でも基金を積み立てることができました。

平成
25年度

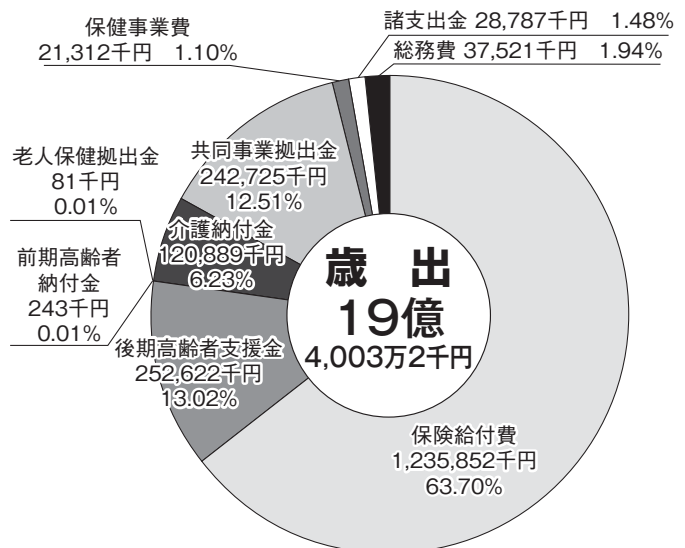
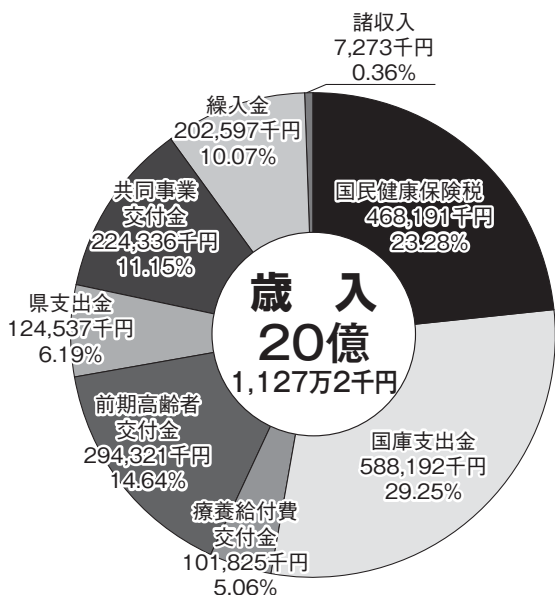
国民健康保険加入者のみなさまへ 国民健康保険特別会計決算状況のお知らせ

住民環境課 国保年金係 64・1102



しかし、医療費の増加や国民健康保険税の減少等、再度赤字になることも想定されます。40歳になったら年1回の特定健診を受診していただき、病気の予防早期発見にお役立てください。

また、健康づくり事業として、エアロビクス教室やヨガ教室も行っていますので、積極的にご参加ください。



用語の説明

●歳入

国庫支出金	国保事業の健全な運営と円滑な推進のため、国が行う各種の負担金・補助金です。
療養給付費交付金	退職被保険者の医療給付に要する費用に充てるための交付金です。その財源は被用者保険等から拠出されます。
前期高齢者交付金	65歳から74歳までの方の加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付される交付金です。
県支出金	県が行う各種の負担金・補助金です。
共同事業交付金	高額な医療費（1件80万円を超える医療費）の発生が国保財政に与える影響を緩和するためと、市町村国保間の平準化を図るために、市町村国保が一定の割合で拠出金を出し合い、国・県の財政支援を受け交付される交付金です。
繰入金	一般会計からの繰入金です。

●歳出

総務費	各種事務費等国保事業を運営するために必要な一般的経費です。
保険給付費	療養給付費・療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など、医療機関または国保加入者に支払うための費用です。
後期高齢者支援金	後期高齢者医療制度のもとで、国保が後期高齢者の医療費の支払いのために負担する支援金です。
前期高齢者納付金	歳入の前期高齢者交付金のもとで、保険者から納付される概算前期高齢者納付金を財源にして、交付対象保険者に均等に交付されている納付金です。
老人保健拠出金	老人保健制度のもとで、国保が老人医療費の支払いのために負担する拠出金です。
介護納付金	介護保険制度のもとで、国保が介護給付費の支払いのために負担する納付金です。
共同事業拠出金	歳入の共同事業交付金に充てるために、市町村国保が拠出するための費用です。

●積立基金 療養給付費等の支出が多くなって、不足が生じたときに財源とするための積立金です。

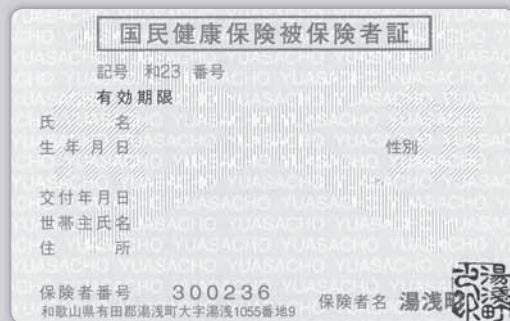
平成27年度の国民健康保険の保険証を郵送します

住民環境課 国保年金係 ☎64-1102

湯浅町の国民健康保険の被保険者証は、毎年4月1日に更新します。

新しい保険証は3月中旬に簡易書留郵便で発送いたしますので、記載内容に誤りがないか必ずご確認ください。

配達時にご不在の場合は、配達されずに郵便局で一時保管される事となり、不在票が投函されます。不在票については湯浅郵便局にお問い合わせください。



国民年金について

平成27年度の保険料額は「15,590円」に、和歌山西年金事務所 国民年金課

☎073-447-1688

国民年金は前納でおトク

国民年金保険料の金額は、毎年見直されることになっています。平成27年4月からの保険料額は、「15,590円」となります。国民年金には前納割引制度があります。

「平成27年度における前納額」6ヶ月前納

（平成27年4月～平成27年9月分、平成27年10月～平成28年3月分）
 ・口座振替の場合：92,480円
 （毎月納めるより 1,0600円の割引）
 ・現金納付の場合：92,780円
 （毎月納めるより 7600円の割引）

1年前納

（平成27年4月～平成28年3月分）
 ・口座振替の場合：183,160円
 （毎月納めるより 3,6200円の割引）
 ・現金納付の場合：183,760円
 （毎月納めるより 3,6200円の割引）